

件名	該当者	手続方法等	お問い合わせ
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		住所変更の手続は必要ありません。法務局において職権で変更します。	
不動産所有者、抵当権者、仮登記等の権利者(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	土地建物の登記簿等に都幾川村、玉川村の住所で登記されている方	住所変更の手続は必要ありません。合併により住所の表示が変更となりますが、みなし規定により読み替えられますので、そのままでも問題ありません。 なお、変更を希望される方は、新町で発行する証明書等を登記申請書に添付して申請することができます(この登記の際の登録免許税は必要ありません。)	さいたま地方法務局東松山支局 〒355-0011 東松山市加美町1-16 TEL0493-22-0379
会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	会社等の代表者	本店、主たる事務所及び役員の住所変更の手続は必要ありません。法務局において職権で変更します。 なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申出をすることができます(この申出は無料です。)	
食品営業者の方	食品営業の方	住所変更の手続は必要ありませんが、食品の製造所所在地の表示は合併の期日(平成18年2月1日)をもって合併後の製造所在地を記載しないと食品営業法違反となります。(漬物、こんにゃく、カット野菜、弁当、惣菜、豆腐、菓子、食肉等製造加工業者)。猶予期間はありませんので、合併以後古い所在地表示での販売はできなくなります。詳しくは埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	埼玉県東松山保健所 〒355-0037 東松山市若松町2-6-45 TEL0493-22-0280
原爆被害者対策事業に係る手当等を受給されている方	受給者の方	住所変更の手続は必要ありませんが、変更を希望される方は、埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	埼玉県東松山保健所 〒355-0037 東松山市若松町2-6-45 TEL0493-22-0280
特定疾患医療給付制度を受けている方	受給者の方	住所変更の手続は必要ありませんが、変更を希望される方は、埼玉県東松山保健所にお問い合わせください。	埼玉県東松山保健所 〒355-0037 東松山市若松町2-6-45 TEL0493-22-0280
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	更新時に変更しますので、住所変更の手続は必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は、新町で発行する証明書等を添付して警察署又は運転免許センターで手続を行ってください。	埼玉県小川警察署(交通課) 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 TEL0493-74-0110
道路使用許可証	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署(交通課) 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 TEL0493-74-0110